

# 「関西 e スクール稲門会」 会則

## 第一章 総則

### 第一条 (目的)

本会は、早稲田大学人間科学部通信教育課程（以後 e スクールとする）の卒業生及び交友をもって組織し、主たる活動拠点を関西地区として会員の親睦と融和・交流をはかり、e スクール卒業生相互の縁を恒久のものとし、建学の精神に則り早稲田大学の発展に寄与することを目的とする。

### 第二条 (名称)

本会は「関西 e スクール稲門会」と称する。

### 第三条 (事務局)

本会の事務局は、所在地を関西地区において当期会長が指定した場所に置く。

### 第四条 (会員)

本会の会員は、e スクールの卒業生をもって構成する。また、他学部であっても早稲田大学及び早稲田大学大学院に在籍し又は籍を置いた教職員・学生の内、幹事会が承認した者については会員となれる。会員の居住地は限定しない。

### 第五条 (入会)

本会への入会は、本会の趣旨を理解し賛同する者が、本会 web サイト内の「入会申し込みフォーム」 (<http://www.kansai-e-toumon.xii.jp/entry.html>) より、氏名・住所・研究科・卒業年度・連絡先・等を記入し、送信することで入会となる。

申し込み時に提出された個人情報、本会事務局において厳重に管理し、早稲田大学校友会へ提出する会員名簿・本会からの全会員への連絡・以外の目的に使用しない。

### 第六条 (退会)

会員は以下の事由によって退会となる。

- (1) 会員個人の申し出による任意退会
- (2) 死亡
- (3) 除名

## 第七条 （除名）

本会の名誉を損なう言動を行う等、本会の運営上不適切と判断された会員は、幹事会の審議を経て会長はこれを除名することができる。

## 第二章 役員

### 第八条 （構成）

本会は次のとおり役員を置く

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 会長    | 1名  |
| (2) 副会長   | 1名  |
| (3) 幹事長   | 1名  |
| (4) 事務局長  | 1名  |
| (5) 副幹事長  | 若干名 |
| (6) 副事務局長 | 若干名 |
| (7) 会計    | 若干名 |
| (8) 顧問    | 若干名 |

尚、会長・副会長・顧問・以外の役は兼任できる。

### 第九条 （選出）

本会の役員は次の方法により選出される。

(1) 顧問以外の役員は自薦及び他薦者の中から幹事会において候補者を選定し、総会において承認を得ることで決定し会長が任命する。（他薦は当期役員も推薦することが出来る）

(2) 役員は関西地区に住居及び勤務地を持つ内から選定する。但し幹事会において特に必要と認めたものについてはこの限りではない。また顧問に関しては居住地・勤務地を問わない。

(3) 顧問は会員の中から会長が委嘱し、本人の了承をもって決定する。

### 第十条 （任期）

(1) 役員任期は2年とし再任を妨げない。

(2) 当期役員退任による補欠、及び増員によって選出された役員任期は当期役員残留任期と同一とする。

## 第三章 会議

### 第十一条 (総会)

- 1.総会は年1回とし会長が招集する。その他会長が必要と認めた場合に臨時総会を開催することが出来る。
- 2.総会の議長は会長とする。ただし会長が議事進行を行うことに支障がある場合は、他の役員による互選において議長を決定する。
- 3.総会においては次の事項を決定する。
  - (1) 役員を選任及び承認
  - (2) 前年度の活動報告
  - (3) 次年度の活動予定及び活動方針
  - (4) その他会長が必要と認めた事項
- 4.総会における議案の決議は、出席者の内正会員の過半数をもって可否を決する。可否が同数であった場合は議長が決することとする。

### 第十二条 (幹事会)

- 1.幹事会は第八条の役員をもって構成する。幹事会は幹事長が招集し必要に応じて不定期に開催する。ただし顧問は会長及び幹事長が必要と認めた時のみ出席を要請する。
- 2.幹事会の議長は幹事長が行う。ただし幹事長が議事進行を行うことに支障がある場合は、他の役員による互選において議長を決定する。
- 3.幹事会においては次の事項を決定する。
  - (1) 総会に提出する議案及び総会に提案を受けた事項
  - (2) イベント・懇親会等の企画立案
  - (3) その他必要と認めた事項
- 4.幹事会における議案の決議は、出席者の過半数を持って可否を決する。可否が同数であった場合は議長が決することとする。

### 第十三条 (懇親会)

第一条の目的を達成し本会の基盤を強固なものにするため、年3回を原則として懇親会及び各種イベントを行う。幹事会において議案が提出され可決された場合に回数は増減する。

## 第四章 資産及び会計

### 第十四条 （経費）

本会の経費は、各懇親会及びイベントへの参加費用からの余剰金及び寄付金・その他の雑収入をもってこれに充てる。

### 第十五条 （会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1ヵ年とする。

### 第十六条 （予算及び決算）

本会の予算及び決算は幹事会の承認を経て総会に提出され報告される。

## 第五章 その他

### 第十七条 （慶弔）

会員の慶弔に関する事項は、幹事会にはかりこれを定める。

### 第十八条 （会則の更改）

- 1.会則の更改は幹事会にはかり出席者の3分の2以上の賛同をもって議決する。会則の更改が行われた場合は、全会員にこれを速やかに周知する。
- 2.会則の更改に際して会長が特に必要と認めた事案に対しては、総会にはかり決議する。

### 付則

1. この会則は平成25年8月1日より施行する。